

浦安市規則第60号

浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、要介護高齢者及び医師証明高齢者（以下「要介護高齢者等」という。）に対し、紙おむつ又はおむつ購入費等を給付することにより、要介護高齢者等に快適な日常生活を保障するとともに、家族及び介護者の経済的負担及び精神的負担を軽減し、もって要介護高齢者等の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要介護高齢者 65歳以上の者であって、介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が要介護3から要介護5までのいずれかに該当する旨の認定を受けているものをいう。
- (2) 医師証明高齢者 65歳以上の者であって、医師からおむつの使用が必要なことについての証明を受けたものをいう。
- (3) 紙おむつ 紙おむつ及びその使用に伴い必要となる消耗品であって、市長が別に定めるものをいう。
- (4) おむつ購入費等 紙おむつの購入又はおむつの賃借に要した費用をいう。

(対象者)

第3条 紙おむつ又はおむつ購入費等の給付を受けることができる者は、本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている要介護高齢者等とする。ただし、おむつ購入費等の給付を受けることができる者は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所に入院している要介護高齢者等に限る。

2 前項に定めるもののほか、市長は、特に必要と認める者に対し、紙おむつ又はおむつ購入費等を給付することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、生活保護法（昭和25年法律第144号）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）又は浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則（令和5年規則第61号）の規定により、紙おむつ又はおむつ購入費等の扶助又は給付を受けることができる者については、紙おむつ又はおむつ購入費等の給付はしない。
（申請）

第4条 紙おむつ又はおむつ購入費等の給付を受けようとする者は、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請書（別記第1号様式）により市長に申請しなければならない。

2 前項の申請をする場合においては、次の各号に掲げる者は、当該各号に定める書類を提示し、又は添付しなければならない。

- (1) 要介護高齢者 介護保険の被保険者証の提示
- (2) 医師証明高齢者 使用証明書（別記第2号様式）の添付

（決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、紙おむつ又はおむつ購入費等の給付の可否を決定するとともに、その結果を浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付決定・却下通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（おむつ購入費等の請求）

第6条 おむつ購入費等の給付の決定を受けた者は、浦安市要介護高齢者等おむつ購入費等交付請求書（別記第4号様式）におむつ購入費等を支払ったことを証する書類を添えて、市長に請求しなければならない。

（給付）

第7条 紙おむつの給付は、1月ごとに6,000円につき実費等を勘案して市長が別に定める枚数を限度とするものとする。

2 紙おむつは、第5条に規定する給付の決定のあった日以後において随時給付するものとする。

3 おむつ購入費等の給付は、1月につき12,000円を限度とするものとする。
ただし、他の制度による給付を受けることができる場合は、おむつ購入費等

の実支出額から当該制度により給付を受けることができる額を減じて得た額と12,000円とのいずれか低い金額を限度とする。

4 おむつ購入費等の給付の対象となる期間は、第4条に規定する給付の申請のあった日の属する月の3月前の月から、おむつ購入費等の給付をすべき事由が消滅した日の属する月までとする。

5 おむつ購入費等は、月ごとにそれぞれの月の前月分を支払う。ただし、前支払月以前の月に支払うべきであったおむつ購入費等は、その支払月でない月であっても、支払うものとする。

6 第5条の規定により給付の決定を受けた者（以下「受給者」という。）が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべきおむつ購入費等で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その者の扶養義務者にその未支払のおむつ購入費等を支払うことができる。

（申請事項の変更）

第8条 受給者は、第4条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更・資格喪失届（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（受給資格の喪失）

第9条 受給者は、対象者でなくなったときは、受給資格は喪失するものとする。この場合において、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更・資格喪失届（別記第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（給付の決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により紙おむつ又はおむつ購入費等の給付の決定を受け、又は給付を受けた者があるときは、紙おむつ若しくはおむつ購入費等の給付の決定を取り消し、又は給付した紙おむつ若しくはおむつ購入費等の全部若しくは一部を返還させることができる。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にされている浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付要綱を廃止する告示（令和5年告示第 号）の規定による廃止前の浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりされた申請（浦安市障がい者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第3条第1項に規定する対象者（以下「対象者」という。）に該当する者に係るものを除く。）は、この規則の相当規定によりされた申請とみなす。

3 施行日前に旧要綱の規定により決定のあった者（対象者に該当する者を除く。）は、この規則による給付の決定をされた者とみなす。

4 施行日前に旧要綱の規定により請求のあった月については、この規則による請求をすることができない。

別 記

第 1 号様式（第 4 条第 1 項）

浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請書

年 月 日

（宛先）浦安市長

紙おむつ・おむつ購入費等の給付を受けたいので、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

対象者	氏 名		生 年 月 日		
	住 所		電 話 番 号		
	申請区分	<input type="checkbox"/> 紙おむつの給付			
		<input type="checkbox"/> おむつ購入費等の給付	病院等の名称		
			病 院 等 の 所 在 地		
	電 話 番 号				
対象者 区 分	<input type="checkbox"/> 要介護高齢者	要介護(3・4・5)			
	<input type="checkbox"/> 医師証明高齢者	/			
備考					
※対象者住所以外に紙おむつの配達を希望する場合は、以下にご記入ください。					
住所			電話番号		
氏名			続柄		

第2号様式（第4条第2項第2号）

使 用 証 明 書

患 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
傷 病 名		
<p>上記の者は、日常生活においておむつの使用が必要であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>医療機関名 所在地 担当医師名（自署）</p>		

第3号様式（第5条）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付決定・却下
通知書

年 月 日付けで申請のありました紙おむつ・おむつ購入費等の給付について、次のとおり決定・却下しましたので、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第5条の規定により、通知します。

1 決定

受給者	住所		
	氏名		年 月 日生
	申請区分	紙おむつの給付・おむつ購入費等の給付	
	給付開始日		

2 却下

却下理由	
------	--

教示

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号様式（第6条）

浦安市要介護高齢者等おむつ購入費等交付請求書

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

氏名



電話番号

おむつ購入費等の交付を受けたいので、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第6条の規定により、次のとおり請求します。

請求額		円
振込先	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義人	

注 おむつ購入費等を支払ったことを証する書類を添付すること。

第5号様式（第8条・第9条）

浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付申請事項変更・資格喪失届

年 月 日

（宛先）浦安市長

住所

届出人 氏名

電話番号

次のとおり申請事項を変更し、又は受給資格がなくなりましたので、浦安市要介護高齢者等紙おむつ・おむつ購入費等給付事業の実施に関する規則第8条・第9条の規定により、届け出ます。

受給者	氏名		生年 月日	
	住所			
変更内容	変更前			
	変更後			
資格喪失の事由				
申請事項の変更 又は資格喪失の あった年月日				